

根室市選挙管理委員会告示第 5 号

根室市選挙管理委員会事務局規程をここに公布する。

令和 3 年 3 月 1 日

根室市選挙管理委員会

委員長 裕 谷 良 憲



根室市選挙管理委員会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、根室市選挙管理委員会事務局の組織及び処務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規程において「委員会」とは、根室市選挙管理委員会を、「委員長」とは、根室市選挙管理委員会委員長を、「事務局」とは、根室市選挙管理委員会事務局を、「局長」とは、根室市選挙管理委員会事務局長を、「文書保存規程」とは、根室市文書編集保存規程（平成11年根室市訓令第5号）をいう。

(事務局職員)

第3条 事務局に局長及び主査を置く。

2 局長は、書記長をもつて充て、主査は書記のうちからそれぞれ委員長が命ずる。

(職員の職務)

第4条 局長は委員長の命を受け委員会の事務を掌理し、職員を指揮監督する。

2 主査は上司の命を受け事務局の事務を処理する。

3 書記は上司の命を受け事務に従事する。

(事務分掌)

第5条 事務局の事務分掌は次のとおりとする。

- (1) 委員会の議事に関すること。
- (2) 選挙人の資格調査に関すること。
- (3) 選挙の管理及び執行に関すること。
- (4) 政治活動に関すること。
- (5) 裁判員候補者予定者の選定に関すること。
- (6) 檢察審査員候補者予定者の選定に関すること。
- (7) 選挙啓発に関すること。
- (8) 条例、規則等に関すること。
- (9) 予算、経理に関すること。
- (10) その他選挙一般に関すること。

(事務文書の決裁)

第6条 事務文書は、全て主査及び局長を経て委員長の決裁を受けなければならない。

2 委員長及び局長が専決できる事項は別に定める。

(委員会が備付ける文書)

第7条 委員会において備付ける文書は、別表第1のとおりとする。

(文書の記号)

第8条 文書の記号は、「根選管」とする。

(保管文書等の管理)

第9条 委員会の保管する文書、又は資料は、局長の承認を得なければ、これを他に示し、又はその謄本を与えてはならない。

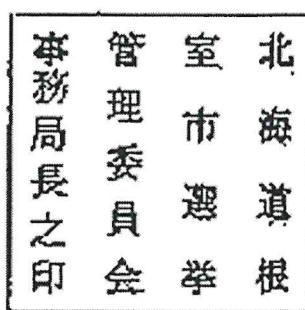
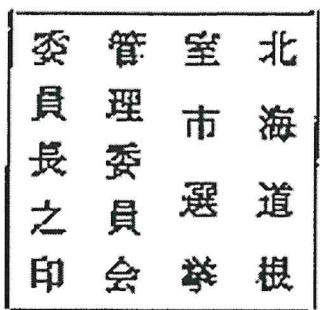
(文書保存年限)

第10条 文書の保存年限は、文書保存規程第4条及び別表を準用する。ただし、法令等の規定により保存年限の定めのある文書については、その定めるところによる。

2 文書の完結区分は、別表第2のとおりとする。

(公印)

第11条 委員会、委員長及び局長の公印のひな形及び寸法を次のとおり定める。



正方形18ミリメートル 正方形18ミリメートル 正方形18ミリメートル

(公印の管理)

第12条 公印の管理は、局長が行う。

(準用)

第13条 この規程に定めるもののほか、事務取扱、職員の服務、分限、任用及び給与については、根室市の例による。

2 前項の場合、必要な事項を読み替え準用する。

附 則（令和3年3月1日選管告示第5号）

(施行期日)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(根室市選挙管理委員会事務取扱規程の廃止)

2 根室市選挙管理委員会事務取扱規程（昭和32年根室市告示第2号）は廃止する。

別表第1

備付簿冊

文書収発件名簿	選挙人名簿調製に関する綴
告示番号簿	異議申出に関する綴
議案番号簿	選挙に関する統計綴
辞令簿	その他公職選挙法に基づく選挙関係書類
出張命令簿	
時間外勤務命令簿	
外勤命令簿	
出勤簿	
例規綴	
会議録綴	
告示綴	
進退身分関係綴	
予算経理に関する綴	
雑件綴	
願届綴	
備品台帳	
郵便切手差立簿	

別表第2
文書の保存完結区分

文書の区分	保存年限
1 条例等の原議文書	永年
2 告示の原議の内重要な文書	永年
3 関係官庁の通達で重要なもの	永年
4 各種選挙の結果報告書類（除く次期選挙で使用しない書類）	永年
5 委員会開催に係る書類	永年
6 委員及び職員の任免賞罰に関する書類	永年
7 その他重要にして永年保存の必要ありと認めるもの	永年
8 決算経理関係書類	10年
9 選挙費の令達書類	10年
10 その他10か年保存を必要と認められる文書	10年
11 異議の申出に関する書類	5年
12 永年及び10年保存以外で5年保存を必要と認められる書類	5年
13 永年、10年保存及び5年保存以外で3年保存を必要と認められる書類	3年
14 永年、10年、5年、3年以外の書類	1年
15 各種選挙の書類で次期選挙で使用しない書類	次期選挙完了まで

備考

- 1 保存期限は文書完結の翌年度から起算する。
- 2 保存期限に至つた文書は、局長において委員長の決裁を得て廃棄する。